

# 集団回収の手引

和泉市

# 和泉市では集団回収活動を支援しています

## 集団回収をはじめませんか！！

集団回収とは、自治会、子供会等の住民団体が、家庭から出る資源物の回収を行い、リサイクルする活動です。

この活動は、環境美化及び地域コミュニティ育成の場となっており、近年では、子供たちの資源の大切さを学ぶ機会としても役立っています。

### 実施団体の登録制度をとっています

◎登録要件：おおむね世帯数が20世帯以上の営利を目的としない住民団体及びその他市長が適当と認めた団体とし、事業所・商店等の団体については適用しません。

また、申請団体の代表者に変更があった場合は、その時点にて速やかに更新手続きが必要です。

### 奨励金を交付します

平成27年上半年は、3月～8月を10月上旬申請・平成27年下半年は、9月～12月で翌年2月上旬申請の年2回になります。

平成28年以降は、上半期1月～6月を8月上旬申請、下半期7月～12月を2月上旬申請の年2回になります。

ただし、年度途中での登録をした場合は、登録日以降の活動実績が交付対象となり、必要書類は、市から各代表者の方へ申請約1ヶ月前に郵送しますので、以下の「申請時に必要な書類」をそろえて期日までに提出してください。

なお、提出期日につきましては、書類郵送の際にお知らせします。

有価物(新聞、雑誌・書籍類・ダンボール、飲料用紙パック、その他の紙類、古繊維)の集団回収につきましては、平成27年4月1日より平成28年12月31日までの2年間限定で、1キログラム当たり7円を給付しておりましたが、さらなるごみの減量をお願いするにあたり平成29年1月1日より平成29年12月31日まで1年限定で延長しております。つきましては、延長期間終了後の平成30年1月1日以降の有価物の集団回収につきましては、本来の1キログラム当たり6円となります。

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 平成27年3月～平成29年12月までは、 | 1kg7円 |
| 平成30年 1月 1日から        | 1kg6円 |

◎申請時に必要な書類

- ①和泉市再資源化事業推進奨励金交付申請(請求)書
- ②資源回収伝票
- ③計量証明書(回収業者から受け取って下さい)
- ④振込み口座が確認できる通帳のコピー

# 回収活動の上手な進め方

## 新規に活動を開始する団体

### 1. みんなでやり方を相談する

**回収日** 「毎月第〇土曜日」などのような覚えやすい日に定める。  
雨が降った場合の延期日についても「翌日」や「次週の土曜日」などのように定期化しておきましょう。

**回収品目** ①新聞 ②雑誌・書籍類 ③ダンボール ④飲料用紙パック  
⑤その他紙類 ⑥古繊維  
(各団体の状況に合わせて上記6品目の中から回収品目を定めることもできます。)

**集積場所** 集積場所の数は、地理的条件や回収方法に合わせて負担のかからないように配置しましょう。(できるだけ少なめに)

**役割分担** 広報係、会計係、連絡係、集積場所の整理係などの役割を分担し、みんなで協力しましょう。

### 2. 回収業者を決め、打ち合わせをする

登録業者一覧表(別途配布)の業者と内容について数社を選んで相談してみましょう。  
経験豊かな業者さんからアドバイスを受けるのも良い方法です。

数社のうち最も団体の条件にあった回収業者を選ぶのがコツです。

#### ◎業者の選び方のポイント

- ①実施団体の構成員や地理的条件等を理解し、相談に応じてくれること
- ②回収希望品目全てについて回収していること
- ③回収後、迅速に料金を支払い実績伝票(団体控)を渡してくれること
- ④回収時間にルーズだったり、積み残しをしないこと
- ⑤近隣にあり、連絡がとりやすいこと

## 継続して行っている団体は

### 3. PR をします

実施にあたり住民への広報の仕方としては、リーフレットを町内会の回覧と一緒に回したり、掲示板に貼り出したり、子供たちが手作りのチラシを各戸に配布するなど地域によりさまざまのようです。

### 4. 回収日当日は

依頼回収業者と、決めた収集方法に従い作業を進めて下さい。

## 古紙回収の際の注意点

### **禁忌品** →出してはいけないもの

紙の原料にならない「禁忌品」は古紙の中には混ぜないで下さい。

「禁忌品」を混ぜないことで、紙の原料としての古紙の価値は高まり、良質な紙に再生されます。

下記のようなものはリサイクルできませんので注意して下さい。

### 紙

混ぜないで下さい！！

- 粘着物の付いた封筒
- ビニールコート紙
- 紙コップなどのワックス加工紙
- 油紙
- 写真
- 合成紙
- 防水加工紙
- 感熱発泡紙
- 感熱紙
- 裏カーボン紙
- ノーカーボン紙

### 紙以外

- 粘着テープ類
- ワッペン類
- ファイルの金具
- 金属クリップ類
- フィルム類
- 発泡スチロール
- セロハン
- プラスチック製品
- ガラス製品
- 布製品

## 書類見本

◎ 和泉市有価物集団回収実施団体登録申請書

◎ 和泉市有価物集団回収実施団体（変更・廃止）届出書

◎和泉市再資源化事業推進奨励金交付申請(請求)書

◎資源回収伝票

◎計量証明書

様式第1号 (第3条関係)

|      |  |
|------|--|
| 登録番号 |  |
|------|--|

和泉市有価物集団回収実施団体登録申請書

年 月 日

和 泉 市 長 あて

団 体 名

(代 表 者)

住 所

氏 名

電 話 番 号

(申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

和泉市のごみ減量・資源化事業の趣旨に賛同し、有価物の集団回収を次のとおり実施いたします。

記

|         |   |                              |
|---------|---|------------------------------|
| 団 体 名   |   |                              |
| 回収世帯数   | 世帯  |                              |
| 回 収 日   | 毎月第 週 ・ 第 曜日                                  |                              |
| 回 収 品 目 | ① 新聞 ②雑誌・書籍類 ③ダンボール ④飲料用紙パック<br>⑤ その他紙類 ⑥ 古繊維 |                              |
| 回 収 業 者 | 名 称   |                              |
|         | 住 所   |                              |
|         | 登 録 番 号                                       | TEL :<br>(有価物回収業者登録一覧表の登録番号) |

|      |  |
|------|--|
| 登録番号 |  |
|------|--|

## 和泉市再資源化事業推進奨励金交付申請（請求）書

和泉市長 あて

年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_  
 代表者住所 \_\_\_\_\_  
 役職・氏名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

（平日の日中に連絡の取れる電話番号を記入して下さい。）

（申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）

和泉市再資源化事業推進奨励金交付要綱第7条の規定により、次のとおり奨励金の交付を申請します。

| 実施期間        | 年 月 ~        | 年 月 |    |
|-------------|--------------|-----|----|
| 回収品目<br>重 量 | 1. 新聞        |     | kg |
|             | 2. 雑誌・書籍類    |     | kg |
|             | 3. ダンボール     |     | kg |
|             | 4. 飲料用紙パック   |     | kg |
|             | 5. その他紙類     |     | kg |
|             | 6. 古繊維       |     | kg |
|             | 合 計 ①        |     | kg |
| 合計重量×補助金単価  | ①× 円 = ②     |     | 円  |
| 奨励金額請求額     | ② の100円未満切捨て |     | 円  |

注：資源物回収伝票（様式第3号）及び交付要綱第2条第1号の市の有価物回収事業者から受け取った計量証明書及び振込口座が確認できる書類（口座通帳のコピー等）を必ず添付すること。

奨励金は、下記金融機関の預金口座に振り込み願います。

|     |       |                            |      |     |  |  |  |  |
|-----|-------|----------------------------|------|-----|--|--|--|--|
| 振込先 | 金融機関名 |                            |      | 支店名 |  |  |  |  |
|     | 預金種別  | 1. 普通<br>(総合口座含む)<br>2. 当座 | 口座番号 |     |  |  |  |  |
|     | 口座名義人 | (フリガナ)                     |      |     |  |  |  |  |

右詰めでご記入下さい。

【注意】 口座名義人は必ず金融機関へ届けているとおりにご記入して下さい。

（市役所提出用）

市役所使用欄

|    |    |     |      |      |     |       |
|----|----|-----|------|------|-----|-------|
| 受付 | 日付 | 担当者 | 点検者① | 点検者② | 入力日 | 最終点検者 |
|    |    |     |      |      |     |       |

|      |  |
|------|--|
| 登録番号 |  |
|------|--|

## 和泉市有価物集団回収実施団体(変更・廃止)届出書

和泉市長 あて

年 月 日

団 体 名 \_\_\_\_\_  
 (旧代表者) 〒 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 役職名・氏名 \_\_\_\_\_  
 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

(申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

◎ 下記のとおり( 変更 ・ 廃止 )しましたので届けます。

|                   |            |        |         |        |
|-------------------|------------|--------|---------|--------|
| ※変更した項目のみ記入して下さい。 | 団体名        |        |         |        |
|                   | (新)<br>代表者 | 住 所    | 〒 _____ |        |
|                   |            | 役職名・氏名 | 役職名     | (フリガナ) |
|                   | 電話番号       |        |         |        |

☆ 普段、連絡の取れる電話番号を記入してください。

|          |  |
|----------|--|
| 回収世帯数    | 世帯   |
| 回 収 日    | 毎月 第 週・第 曜日(その他)                           |
| 回 収 品 目  | ①新聞 ②雑誌・書籍類 ③ダンボール ④飲料用紙パック<br>⑤その他紙類 ⑥古繊維 |
| 回 収 業 者  |  |
| 変更・廃止年月日 | 年 月 日                                      |

市役所使用欄

|       |     |       |       |
|-------|-----|-------|-------|
| 收受日   | 担当者 | 決済日   | 入力日   |
| 年 月 日 |     | 年 月 日 | 年 月 日 |

◎資源回収伝票（3枚1組）

伝票見本

様式第3号

# 資源物回収伝票

（回収業者控）

様

|       |     |
|-------|-----|
| 回収業者名 |     |
| 許可番号  | 第 号 |

年 月 日

下記のとおり回収いたしました。

| 品名  | 数量      | 単価  | 金額 | 備考 |
|-----|---------|-----|----|----|
| 古紙  | 新聞      | k g | 円  | 円  |
|     | 雑誌・書籍類  | k g | 円  | 円  |
|     | ダンボール   | k g | 円  | 円  |
|     | 飲料用紙パック | k g | 円  | 円  |
|     | その他紙類   | k g | 円  | 円  |
| 古繊維 | k g     | 円   | 円  |    |
| 合計  | k g     | 円   | 円  |    |

この伝票は、和泉市における集団回収専用です。

- 内訳
- ・回収業者控え
  - ・住民団体保存用
  - ・住民団体→和泉市（申請時提出）

◎計量証明書

依頼業者により様式等が異なるため、見本は載せておりません。各依頼業者から受取りの上ご確認下さい。

## 和泉市再資源化事業推進奨励金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、市民が集団で自主的に資源ごみを回収した場合に、予算の範囲内において奨励金を交付し、もってごみの減量化、資源再生利用、環境美化及び地域コミュニティの育成を推進し、廃棄物処理行政に対する市民意識の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

**第2条** 奨励金の交付対象者は、町(内)会、自治会、婦人会、子供会、老人会等の和泉市内で地域活動をする任意の住民団体又はその他市長が適当と認めた団体であつて、次の各号の該当するものでなければならない。

- (1) 第5条に規定する有価物を第4条に規定する市の有価物回収業者に引き渡し、又は再生工場へ直接搬入していること。
- (2) 第3条に規定する市長の登録を受けていること。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体であること。

(登録の申請)

**第3条** 前条第2号の市長の登録を受けようとするものは、有価物集団回収実施団体登録申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

- 2 登録を受けたもの(以下「奨励金登録団体」という。)は、登録内容に変更が生じた場合、又は登録を廃止しようとする場合には有価物集団回収実施団体変更・廃止届出書(様式第1号の2)により速やかに届け出なければならない。
- 3 前項の届出書提出時、旧代表者が死亡若しくは、転居等何らかの理由により届出が出来ない場合は、提出できない旨の理由を付記し、新代表者で届出を行うものとする。

(有価物回収業者の登録)

**第4条** 第2条第1号の市の有価物回収業者として、登録を受けようとするものは、有価物回収業者登録申請書(様式第2号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、登録の期間は3年以内とし、期間満了後は再度登録手続きを行わなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受付けたときは、その内容を審査の上、登録の適否を決定し、有価物回収業者登録決定通知書(様式第2号の2)により申請者に通知するものとする。
- 3 前項により登録を受けた有価物回収業者(以下「有価物回収登録業者」という。)は、登録内容に変更があつた場合には有価物回収業者登録変更届(様式第2号の3)、営業の停止若しくは廃止により登録を抹消する場合には有価物回収業者登録廃止届(様式第2号の4)により速やかに届け出なければならない。
- 4 有価物回収登録業者は、奨励金登録団体から有価物回収を行なつた時は、当該の奨励金登録団体に集荷業者や問屋等から受けた計量証明書及び資源物回収伝票(様式第3号団体控・和泉市提出用)を速やかに交付しなければならない。

5 有価物回収登録業者は、本要綱に定めた対象品目について、すべて回収しなければならない。

(対象品目)

**第5条** 奨励金の交付対象品目は、市内で発生した次の有価物とする。

- (1) 新聞
- (2) 雑誌・書籍類
- (3) ダンボール
- (4) 飲料用紙パック
- (5) その他紙類
- (6) 古繊維

(奨励金の交付額)

**第6条** 奨励金の交付額は、回収した有価物1キログラム当たり6円とする。ただし、算定された奨励金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

**第7条** 奨励金登録団体の代表者は、再資源化事業推進奨励金交付申請(請求)書(様式第4号)に資源物回収伝票(様式第3号 団体控・和泉市提出用)及び有価物回収登録業者から受け取った計量証明書を添えて市長に申請しなければならない。

(交付)

**第8条** 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、当該団体に対して第6条で算定した奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

**第9条** 市長は、奨励金登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、和泉市再資源化事業推進奨励金交付取消通知書兼返還命令書(様式第5号)により交付決定の額全部又は一部を取消し、奨励金を既に交付している場合は、奨励金の全部もしくは一部の返還を期限を定めて求めるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により奨励金の交付の決定を受けた、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不適切と認めるとき。

(登録の取消し)

**第10条** 市長は、奨励金登録団体又は有価物回収登録業者から廃止届出書(様式第1号の2)により申し出があったとき、もしくは虚偽の申請その他不正行為等、この要綱に適切でないとする場合には登録を取り消すことができる。

(細則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 4年 6月 1日から施行する。

附 則 (平成 6年 3月 31日改正)

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 7 月 3 1 日改正)

この要綱は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 0 年 7 月 1 5 日改正)

この要綱は、令達の日から施行し、平成 1 0 年度以降に交付申請のあったものから適用する。

附 則 (平成 1 5 年 4 月 1 日改正)

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 平成 1 6 年 3 月 3 1 日までの間における古紙類・古布類の引き渡しについては、改正後の要綱第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 1 8 年 4 月 1 日改正)

この訓令は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行し、平成 1 8 年 3 月以降に回収のあったものから適用する。

附 則 (平成 2 3 年 2 月 1 日改正)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 6 月 1 6 日改正)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 2 3 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 新要綱第 4 条第 5 項の規定は、平成 2 4 年 3 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 2 5 年 8 月 1 日改正)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成 2 7 年 3 月 1 日改正)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の和泉市再資源化事業推進奨励金交付要綱第 6 条の規定は、同年 3 月 1 日以後に集団回収活動を実施したものについて適用し、同日から平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日までに集団回収活動を実施したものについては、同条中「6 円」とあるのは「7 円」とする。

附 則 (平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日改正)

この訓令は、令達の日から施行する。

一部改正の附則 (平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日改正)

この訓令は、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。

一部改正の附則 (令和 2 年 1 2 月 1 日改正)

この訓令は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

一部改正の附則 (令和 3 年 4 月 1 日改正)

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 和泉市再資源化事業推進奨励金交付要綱施行細目

### (目的)

第1条 この細目は、和泉市再資源化事業推進奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 奨励金の交付対象者となる団体（以下「奨励金交付団体」という。）は、おおむね20世帯以上の営利を目的としない地域活動を行う市民を構成員とする団体とし、政治活動・宗教活動等の団体及び事業所・商店については適用しないものとする。

2 障がい者の公共の福祉の観点から市内の障がい者施設並びに障がい者作業所は対象とする。

### (交付の申請)

第3条 奨励金の交付申請は、要綱第4条第4項の規定により有価物回収業者から受取った計量伝票並びに資源物回収伝票（様式第3号 和泉市提出用）及び奨励金登録団体の和泉市再資源化事業推進奨励金交付申請（請求）書（様式第4号）を別表に定めたとおり、上半期と下半期にそれぞれ提出するものとする。ただし、年度途中で奨励金登録団体の登録を受けたときは、登録日以降の実施分を申請するものとする。

2 交付の申請期日は、市が指定する日までとする。

### (交付)

第4条 奨励金の交付は、原則として市が指定した期日の属する月の翌々月末までに交付するものとする。ただし、やむを得ない事情により期日以降に申請があった場合は、当該会計年度内の申請に限り、速やかに交付するものとする。

### (有価物回収業者の登録)

第5条 要綱第4条第1項における有価物回収業者の登録の際に提出しなければならない関係書類とは次にあげるものとする。

- (1) 個人の場合 住民票抄本（発行後3ヶ月以内のもの）  
法人の場合 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- (2) 事業所の所在地が記載された地図
- (3) 事業で使用する車両の自動車検査証の写し
- (4) 有価物再生フロー図（別紙1）及び再生工場等の持ち込み先が確認できるもの

### (その他紙類の基準)

第6条 要綱第5条第5号に掲げる対象品目の取り扱い基準は次のとおりとする。

- (1) 「その他紙類」とは、新聞、雑誌・書籍類、ダンボール、飲料用紙パック及び次号の禁忌品を除く再生できる紙類をいう。ただし、食品や洗剤等が付着している紙類、使用済のティッシュペーパーや紙おむつ等汚れた紙類は対象外です。
- (2) 「禁忌品」とは、粘着物の付いた封筒や圧着はがき、防水加工紙、油紙、金銀などの金属が箔押しされた紙、合成紙、感熱性発泡紙、感熱紙、印画紙の写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙、裏カーボン紙、ノーカーボン紙、複合素材の紙又は匂いのついた食品や洗剤が付着した紙等再生に適さない紙類をいう。

附 則

この細目は、平成4年 6月 1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年 2月 1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年 6月 16日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年 8月 1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。ただし、同年8月31日までに集団回収活動を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。

別 表

| 期間区分 | 申請対象となる集団回収の実施期間 | 申請時期 |
|------|------------------|------|
| 上半期  | 1月から6月まで         | 8月   |
| 下半期  | 7月から12月まで        | 翌年2月 |

## 集団回収のてびき

作成年月 令和3年4月

編集発行 和泉市環境産業部生活環境課

〒594 - 8501

和泉市府中町2丁目7番5号

TEL.0725 - 99 - 8122

FAX.0725 - 45 - 9352